

（CC3-1） 二国間／多国間技術・学術交流支援事業実施要項

平成28年1月22日 制 定
平成28年5月27日 改 正

（総則）

- 第1条** 本実施要項は、土木学会学術交流基金管理委員会規則第3条第1項に定める二国間／多国間技術・学術交流支援事業の実施に係る基本的な事項を定める。
- 2 事業の実施にあたっては、事業の有効性、実行性、土木学会本部予算との明確なすみ分けに留意するとともに、公益信託土木学会学術交流基金運営委員会からの指摘事項に配慮するものとする。
 - 3 事業の形骸化を防ぐため、3年に一度、本実施要項の見直しを行う。

（対象事業）

- 第2条** 二国間／多国間技術・学術交流支援事業が対象とする事業は次のとおりとする。
- (1) 土木学会の調査研究委員会が実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「調査研究委員会JS/IS」という。）
 - (2) アジア土木学協会連合協議会（以下「ACECC」という。）において土木学会が提案して設置された技術委員会（以下「TC」という。）が実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「ACECC-TC-JS/IS」という。）
 - (3) 土木学会国際センター国際交流グループ（以下「国際交流グループ」という。）が海外拠点形成・活性化を目的として実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「海外拠点JS/IS」という。）
 - (4) 土木学会会員への一般公募により実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「一般公募JS/IS」という。）

（調査研究委員会JS/ISへの助成）

- 第3条** 調査研究委員会JS/ISは、日本の技術を国際普及させる目的で実施する企画あるいは日本の技術と海外の技術を連携させることによって新たな技術開発に向ける企画であることを必要要件とする。
- 2 調査研究委員会JS/ISへの助成の対象国は、土木学会の国際戦略と連動させ、当面、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、モンゴル、トルコ、フィリピン、タイとする。ただし、助成対象国については、学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて見直しを行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、委員会が土木学会の国際戦略に基づき必要と判断する場合には、助成対象国を追加することができる。
 - 4 調査研究委員会は、助成申請書の提出にあたって、あらかじめ開催国を担当する国際交流グループとの連携を検討し、連携に係る具体的な事項、海外分会等との役割分担について明確にするものとする。委員会は、それに基づきヒアリングを行い、助成の可否を決定する。
 - 5 募集は、11月上旬に開始し、翌年1月末を応募期限とすることを原則とする。

(ACECC-TC-JS/ISへの助成)

第4条 ACECC-TC-JS/ISは、TC活動の性格上、3年程度の一定期間の連携活動によって、明確な成果、アウトカムを出すことを必要要件とする。

- 2 ACECC-TC-JS/ISへの助成の対象は、ジョイントセミナー、国際シンポジウム等の開催に係るTCメンバーの活動費とし、TCメンバーの研究費そのものは助成の対象としない。ただし、必要に応じて、予算の範囲内で、成果やアウトカムを出すための直接費用にも充てることができる。
- 3 助成申請については、委員会が別途定める助成申請書をTCのChairが提出し、委員会はそれに基づきヒアリングを行い助成の可否を決定する。ただし、助成申請書の提出は期限を設けず、計画の整った段階で、随時受け付ける。なお、計画の2年目、3年目以降は、計画が整っていない場合でも、年度当初に委員会のヒアリングを必ず受け、経過等を説明し、承認を受けるものとする。

(海外拠点JS/ISへの助成)

第5条 海外拠点JS/ISへの助成対象は、国際交流グループが実施するプログラムのイベントや戦略的なイベントとする。助成対象のイベントとしては、3年程度の企画で、一定の恒常的な交流組織（海外分会の設立、交流委員会の設立など）の確立など、具体的な目標を明示することを必要要件とする。単発のイベントは助成対象としない。

- 2 助成申請書の提出は期限を設けず、計画の整った段階で、随時受け付ける。なお、計画の2年目、3年目以降は、当年度の計画が整っていない場合でも、年度当初に委員会のヒアリングを必ず受け、経過等を説明し、承認を受けるものとする。

(一般公募JS/ISへの助成)

第6条 一般公募JS/ISは、土木学会会員であればだれでも応募することができる。

- 2 募集にあたって、委員会は、土木学会誌、土木学会ホームページ等に案内を掲載するとともに、募集は、11月上旬に開始し、翌年1月末を応募期限とすることを原則とする。
- 3 委員会は、ヒアリングを実施し、応募事業の有効性、実行性等を確認する。
- 4 創設記念あるいは5年以上の周年記念イベント的な企画、特別企画的なものを対象とする。毎年の記念日的な企画は対象としないが、その年が特別な意味を持つものは対象とする。
- 5 助成候補者の募集については、別途要項を定める。

(ヒアリングの実施)

第7条 委員会は、助成に係るヒアリングについて、募集の段階であらかじめ日程を設定し、助成申請書が各事業の趣旨に適合していることを確認したうえで、面談、テレビ会議等により実施する。ただし、ACECC-TC-JS/ISおよび海外拠点JS/ISへの助成に係る年度途中のヒアリングについては、別途日程を設定する。

(助成金の扱い)

第8条 ジョイントセミナー、国際シンポジウム等の実施にあたり、原資として公益信託土木学会学術交流基金による助成金以外の収入が計画されている場合は、応募者は助成申請時に助成金以外の予算の収支を含めた全体の収支計画を委員会に提出する。

- 2 応募者は、ジョイントセミナー、国際シンポジウム等の参加者から参加費等を徴収する場合には、助成金の使途の公益性を担保できるようにプログラムを作成しなければならない。
- 3 助成金に対し残金が発生した場合は、助成対象者は当該残金を返金する。

- 4 助成金に関する予算管理は、委員会の担当事務局と助成対象者とが協力して実施し、委員会からの問い合わせがあった場合には適切に対応する。

(助成の明示等)

- 第9条** 助成対象者は、ジョイントセミナー、国際シンポジウム等の実施にあたり、「公益信託土木学会学術交流基金」により助成を受けていることをプログラム等に明示するものとする。
- 2 助成対象者は、事業終了後、その成果報告として、別途定める様式により報告書を作成し委員会に提出するとともに、土木学会誌、国際センター通信等へ報告記事（和文、英文）を投稿するものとする。